第１号様式（第４関係）

令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金予備申請書

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　　　　　殿

住　所

名　称

代表者氏名

令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金交付要綱第４の規定に基づき、下記のとおり予備申請します。

記

１　補助事業名

２　補助事業の実施期間

（１）開始（予定）年月日：令和　年　月　日

（２）完了（予定）年月日：令和　年　月　日

３　補助対象経費　　　　　金額　　　　　　　　　円

申請予定額　　　　　　金額　　　　　　　　　円

　　　※県への申請予定額を記載すること

４　添付書類

（１）国補助金の採択通知の写し

（２）事業計画書、確定申告書、勘定科目残高一覧表、決算書、認定支援機関による確認書、国の補助額が３千万円を超える場合は金融機関による確認書等、国補助金の申請にあたり国へ提出した書類の写し一式

（連絡担当者）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |

第２号様式（第５関係）

令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　　　　　殿

住　所

名　称

代表者氏名

令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金交付要綱第５の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助事業名

２　補助事業の確定日

国補助金の額の確定日：令和　年　月　日

３　補助対象経費及び交付申請額

　　補助対象経費　　　　　金額　　　　　　　　　　　　円

　　交付申請額　　　　　　金額　　　　　　　　　　　　円

　　※県への交付申請額を記載すること

４　添付書類

（１）国補助金の額の確定通知書の写し

（２）国補助金の交付決定書の写し

（３）実績報告書等、国補助金の交付決定及び額の確定にあたり国へ提出した書類の写し一式

（４）第４に規定する補助事業の確認を受けたことを証する書類

（５）国補助金の交付決定を受けた後、事業の経費の配分若しくは内容を変更した場合は、当該変更に係る国の承認を証する書類の写し一式

（連絡担当者）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |

第３号様式（第８関係）

令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金精算払請求書

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　　　　　殿

住　所

名　称

代表者 氏名

令和　　年　　月　　日付け青地産第　　　号で額の確定の通知を受けた令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金について、令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金交付要綱第８の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助事業名

２　補助金確定額 　　　　　　　　　　　　　　　　　円

※県の確定額を記載すること

３　精算払請求額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　※県への請求額を記載すること

４　補助金の振込先口座

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名等 |  |
| 口座の種類 |  | 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義人 |  |

（連絡担当者）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |

第４号様式（第１３関係）

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

住　所

名　称

代表者 氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金交付要綱第１３の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　青森県補助金等の交付に関する規則第１３条に基づく確定補助金（令和　　年　　月　　日付け青地産第　　　号による補助金の額の確定通知額）

　円

２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

　円

３　消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）１　別紙として積算の内訳を添付すること。

２　課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

３　補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。

第５号様式（第１４関係）

令和　年　月　日

　青森県知事　殿

住　所

名　称

代表者 氏名

産業財産権等取得等届出書

令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金交付要綱第１４の規定により、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

１　　　産業財産権等の種類及び番号

２　　　産業財産権等の内容

３　　　相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

第６号様式（第１５関係）

 令和　年　月　日

　青森県知事　殿

住　所

名　称

代表者 氏名

収益納付に係る報告書

令和　　年　　月　　日付け青地産第　　　　号で交付決定通知のあった令和４年度青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、同補助金交付要綱第１５の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

１　補助事業の実施結果の事業化　　　　　　　　　　　有　　　無

２　産業財産権等の譲渡又は実施権の設定　　　　　　　有　　　無

３　その他補助事業の実施により発生した収益　　　　　有　　　無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金額（A） | 補助対象経費（B） | 補助事業に係る売上額（C） | 補助事業に係る収益額（D） | 控除額（Ｅ） | 納付額（Ｆ） |
|  |  |  |  |  |  |

【記載注意事項】

①１～３においてすべて「無」（１については、事業実施期間内に売上なし）の場合には、上記の表への記入は不要。

②「補助事業に係る売上額（Ｃ）」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。

③「補助事業に係る収益額（Ｄ）」とは、「補助事業に係る売上額（Ｃ）」から、同売上額を得るのに要した額（補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等）を差し引いた額をいう。

　なお、「補助事業に係る収益額（Ｄ）」がゼロ又はマイナスの場合には、（Ｄ）にゼロと記載する。

④「控除額（Ｅ）」とは、「補助事業対象経費（Ｂ）」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額」をいう。　控除額（Ｅ）＝補助事業対象経費（Ｂ）－補助金額（Ａ）

⑤「納付額（Ｆ）」＝（「補助事業に係る収益額（Ｄ）」－「控除額（Ｅ）」）×（「補助

金額（Ａ）」／「補助事業対象経費（Ｂ）」）　＊円未満切上げ

（注）補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

第７号様式（第１６関係）

財産管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業実施主体者名 | 取得等した財産の内容 | 経費の負担区分 | 処分制限期間 | 処分の状況 | 備考 |
| 名称 | 規格・数量等 | 取得等年月日 | 取得等金額 | 県補助金（補助率） | 自己資金 | その他 | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分の内容 |
|  |  |  |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |  | 　　 |

注１　「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記載すること。

　２　「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。

　３　「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。

第８号様式（第９、１８関係）

暴力団排除に関する誓約事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１)法人等（個人、法人又は団体）が、 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。